

札幌市安全・安心な食のまち推進条例施行規則

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 特定事業者（第 2 条・第 3 条）

第 3 章 自主回収の報告等（第 4 条―第 7 条）

第 4 章 安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議（第 8 条―第 1 3 条）

第 5 章 雑則（第 1 4 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、札幌市安全・安心な食のまち推進条例（平成 2 5 年条例第 1 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 特定事業者

第 2 条 条例第 2 条第 6 号アに規定する規則で定める事業者は、食品等の生産、採取、製造、輸入又は加工をした施設、場所等において、当該食品等を直接消費者に販売することを主たる業とする者とする。

第 3 条 条例第 2 条第 6 号イに規定する規則で定める事業者は、次に掲げる者とする。

(1) 食品衛生法第 1 9 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成 2 3 年内閣府令第 4 5 号。以下「食品表示基準」という。）第 1 0 条の規定により製造者の製造所固有の記号について当該製造者と連名で消費者庁長官に届出を行った販売者（当該届出に係る食品等の自主回収をする場合に限る。）

(2) 前号に掲げる者のほか、食品等に自らの氏名（法人にあっては、その名称又は略称）又は商標その他の自己を示す文字、記号等の表示をしている販売者（当該表示に係る食品等の自主回収をする場合に限る。）

第 3 章 自主回収の報告等

（自主回収の着手報告）

第4条 条例第25条第1項の規定による報告は、自主回収着手報告書（様式1）により行うものとする。

（対象となる食品等）

第5条 条例第25条第1項第1号に規定する規則で定める食品等は、次に掲げるものとする。

- (1) 食品表示基準第1条第2項第2号又は食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第46号。以下「乳等表示基準」という。）第3条第2項第2号ホ若しくはト、第3号ヲ若しくはカ若しくは第4号チの規定による消費期限又は賞味期限に関する表示の基準に違反するもの（当該食品等について適当と認められる消費期限又は賞味期限よりも後の年月日を表示したものに限る。）
- (2) 食品表示基準第1条第2項第6号、第7号若しくは第10号又は乳等表示基準第3条第2項第3号チ若しくはリ若しくは第4号ホ若しくはへの規定による原材料又は特定原材料に関する表示の基準に違反するもの
- (3) 食品表示基準第1条第2項第8号又は乳等表示基準第3条第2項第2号へ、第3号ワ若しくは第4号リの規定による保存の方法に関する表示の基準に違反するもの
- (4) 食品表示基準第1条第2項第14号又は乳等表示基準第3条第2項第3号ヌ若しくは第4号トの規定によるL-フェニルアラニン化合物に関する表示の基準に違反するもの
- (5) 食品表示基準第1条第2項第19号、第27号、第29号、第34号、第36号又は第38号の規定による加熱等に関する表示の基準に違反するもの
- (6) 食品表示基準第1条第2項第19号の2ニ又はホの規定による牛の食肉（内臓を除く。）の生食に関する表示の基準に違反するもの

第6条 条例第25条第1項第2号に規定する規則で定める食品等は、一定の期間内において一連の工程により均質性を有するように生産、製造又は加工がされた食品等の一群の中に、次に掲げるものが相当数認められるものとする。

- (1) 衛生管理の不備に由来して、意図しない微生物、化学物質若しくは異物が

含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの

(2) 現に食品等によるものと疑われる人の健康に係る被害が生じている場合において、当該被害の態様からみて当該被害と同様の被害の原因となるおそれがあるもの

(3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第54条の規定による命令が発せられ、現に当該命令に係る処置がとられている場合において、当該命令の対象となった食品等と同種又は類似のものであって、当該命令の対象となっていないが、当該命令に係る違反と同様の違反の疑いがあるもの

（自主回収の終了報告）

第7条 条例第25条第3項の規定による報告は、自主回収終了報告書（様式2）により行うものとする。

第4章 安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議

（会長及び副会長）

第8条 安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議（以下「推進会議」という。）

に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（臨時委員）

第9条 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項等に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

（会議）

第10条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

(部会)

- 第11条 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 2 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。
 - 3 部会長は、部会を代表し、部会の事務を統括する。
 - 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。
 - 5 前条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第12条 推進会議の庶務は、保健福祉局において行う。

(運営事項)

第13条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3章並びに様式1及び様式2の規定は、同年10月1日から施行する。

様式 1 (第 4 条関係)

(表)

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住所

氏名

〔 法人にあつては、その名称、
主たる事務所の所在地及び代
表者の氏名 〕

電話番号

自主回収着手報告書

(生産・採取・製造・輸入・加工・販売) を行った食品等について自主的な回収に着手したので、札幌市安全・安心な食のまち推進条例第 25 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

回収する食品等の商品名 (名称)	
回収する食品等を特定する情報 〔 形態、容量、消費期限、 賞味期限、製造番号、 表示事項等 〕 ※ 製品の写真 (外観・ 表示) 及び資料があれば添付してください。	
食品等の出荷 (販売) 年月日、出荷先 (販売店) 及び数量 ※ 多数ある場合は、別紙にリストを添付してください。	
回収を開始した年月日	年 月 日

(裏)

製造等が行われた事業所の名称及び所在地	
回収の理由	1 食品衛生法に違反するもの 〔違反内容〕 2 その他健康への被害の未然防止又は拡大防止の観点から回収するもの (1) 衛生管理の不備による異状 (2) 健康上の被害が生じているもの (3) 行政処分を受けた場合であって、対象処分品と同様の違反が疑われるもの (4) その他 〔具体的な内容〕
回収に至った原因 ※ 不明の場合は、その旨を記入してください。	
回収方法 〔回収方法、回収情報の周知方法、問合せ先、回収品の保管場所、回収終了予定年月日等〕 ※ 社告、ホームページへの掲載等を行う場合は、それらの内容を添付してください。	
想定される健康への影響	
担当者所属部署及び担当者名	電話番号
備考	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式2（第7条関係）

（表）

年 月 日

（宛先）札幌市長

住所

氏名

〔法人にあつては、その名称、
主たる事務所の所在地及び代
表者の氏名〕

電話番号

自主回収終了報告書

年 月 日付けで報告した食品等の自主的な回収を終了したので、札幌市安全・安心な食のまち推進条例第25条第3項の規定により、次のとおり報告します。

回収した食品等の商品名 （名称）	
回収終了年月日	年 月 日
回収した食品等の数量 ※ 複数のロットがある場合は、ロットごとの数量を記入してください。	

(裏)

<p>回収に至った原因 ※ 自主回収着手報告書の提出後に新たに判明した ものについて記入してく ださい。</p>	
<p>再発防止のために講じた措置</p>	
<p>回収した食品等の保管場所 及び処分等の方法</p>	
<p>処分等を行う予定時期</p>	
<p>担当者所属部署及び担当者名</p>	<p>電話番号</p>

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することが
できる。